

平成 29 年 12 月 5 日

大山町議会議長 杉 谷 洋 一 様

議席番号 14 番 大山町議会議員 岡 田 聰 印



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(質問予定時間 50 分)

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
1 来年度予算編成の基本的な考えについて問う 平成 30 年度予算編成に向けて、各課より予算要求がなされている時期と 思います。町長が初めてご自身で関わる新年度の予算である、所信表明で述 べた重点施策の具現化に向けた予算と考えます。町民を幸せにする予算、町 民の福祉向上、町民の所得向上に資する予算でなければならないと考えます。 (1) 基本的な考え方についてはどうか。 (2) 行財政改革の成果をどう生かすのか (具体的に)。 (3) 町民の所得水準の認識と評価、そして、その向上策はどうか。	町長
2 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定意義と課題の認識は 第 192 臨時国会で、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解 消推進法)が賛成 220 反対 14 の賛成多数で可決され、昨年 12 月 16 日に公布 ・施行された。1969 年の「同和対策特別措置法」から 2002 年の「地域改善 対策財政特別措置法」迄 33 年間続いた事業法が期限切れとなり、その後は、 「人権教育・啓発推進法」に基づいて、取組みをされてきた。環境改善では 大きな効果を上げたものの、差別は巧妙悪質になり、インターネット上の差 別・人権侵害は無法地帯化し。現実社会の社会規範を破壊している。 このような中、「人権擁護法」のような包括的な一般法ではないが、法が施 行されたことは大きな意義があると考えます。 「部落差別解消推進法」は、人権侵害に対する救済や差別行為に対する罰 則や規制の無い、いわゆる理念法ではありますが、憲政史上、初めて部落差 別という用語が使われた法律であり、第 1 条で、「現在もなお部落差別が存在 するとともに、……、日本国憲法の理念に則り……。部落差別の解消を推進 し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と明記されま した。また、第 4 条で相談体制の充実や、第 5 条では、部落差別を解消する ため、必要な教育及び啓発を行うことや、第 6 条では、部落差別の実態調査な どが盛り込まれており、国が、現在もなお部落差別が存在することを認め、	町長 教育長



(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。

(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。